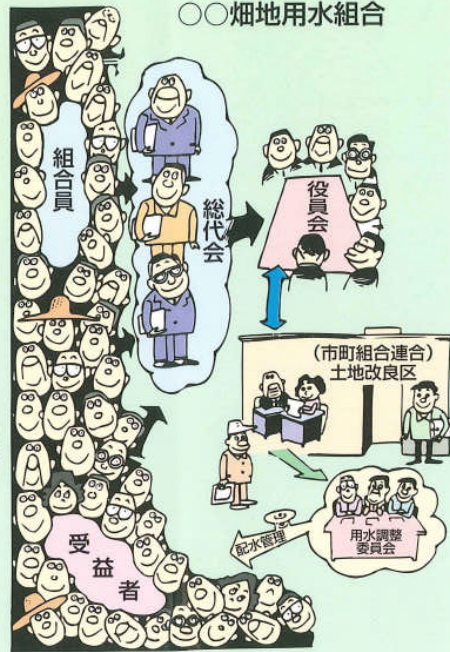
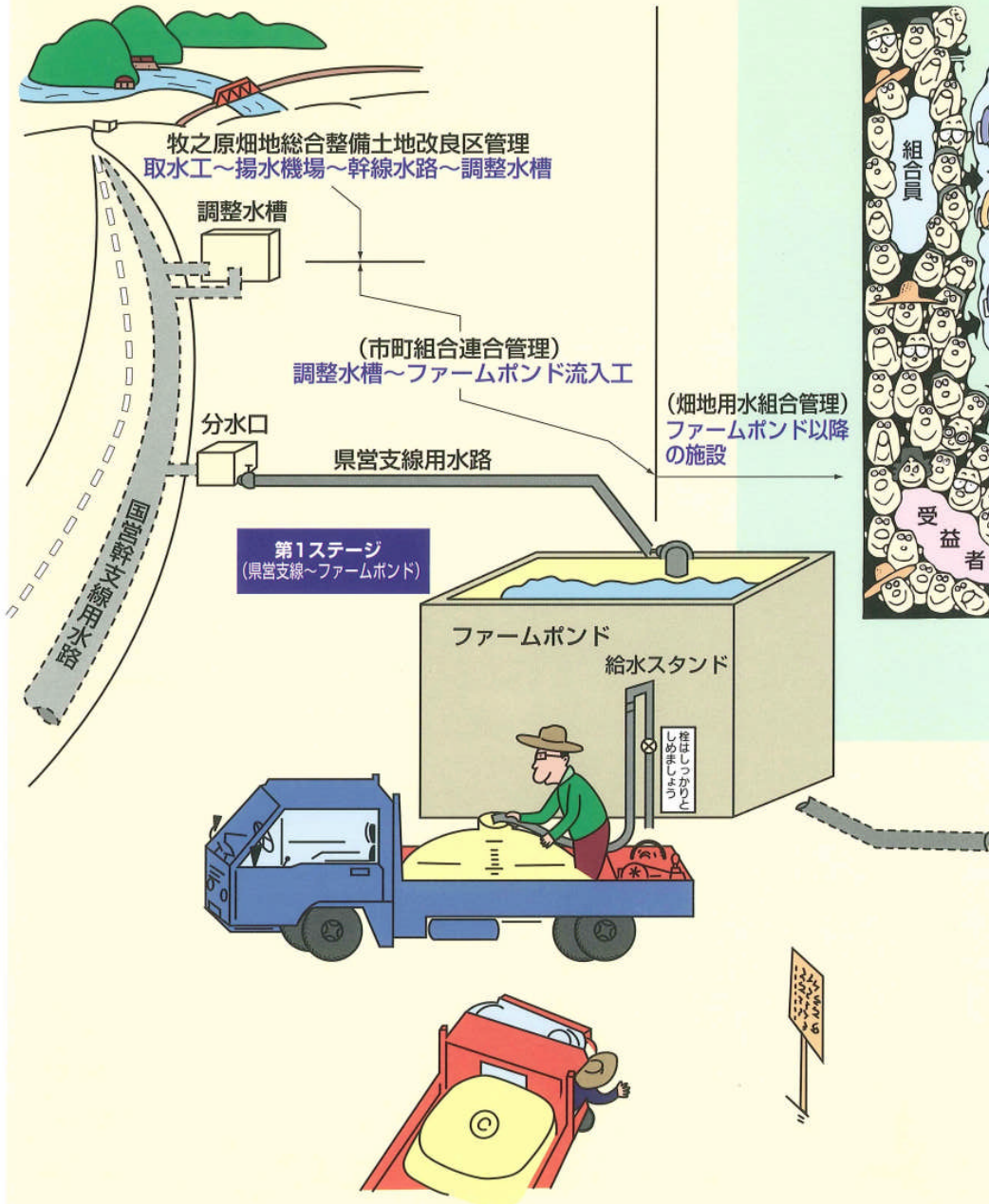


# 牧之原農業用水事業 畑地用水組合の設立について

## 施設と管理区分



## 畑地用水組合設立の必要性

### 1. 土地改良区の施設管理区分から…

牧之原畑地総合整備土地改良区の規程により、ファームポンド以下の施設については、工区単位に「畑地用水組合」を設立し管理していただくことになっています。  
また、規程ではその工区毎に「地区管理責任者（組合長）」を置くことにもなっています。

### 2. 有効な水の利用のために…

工区内の畑地用水施設工事が実施中であっても、水利用が可能となるとき、組合及び施設に見合った形の中での水利用ができます。  
その場合、関係組合員からなる「組合」を組織し、組合員がより使いやすいた水の使い方を決めておく必要があります。

### 3. 施設の維持管理のために…

将来にわたって正常な状態で施設を維持していくために、直接組合員に関するファームポンド以下の施設は「組合」を組織し、管理をしていく必要があります。

### 4. 用水経費の負担のために…

水利用の開始に伴い、各ファームポンドまでに送られてくる水については、揚水や送水にかかる電気代等の経費がかかります。  
そのため、土地改良区へ納めていただくには「組合」単位に必要経費を負担していただくことになっております。

### 5. 事業賦課金の取りまとめのために…

畑地用水事業の第2・第3ステージの工事分については、組合員負担もかかり、工事の翌年度からは償還（農林金融公庫からの借入金）が始まることとなります。  
そのため、この償還金の賦課徴収については工区単位としており、その取りまとめを「組合」で行うこととなります。

